

議案第 8 号

箱根町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、箱根町保育所の入所の要件を改めるとともに、その保育料について定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町保育所条例の一部を改正する条例

箱根町保育所条例（昭和 32 年箱根町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(入所の要件)」を付し、同条中「乳児又は幼児」を「者」に、「箱根町保育の実施に関する条例に該当する者」を「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども（法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号において同じ。）に該当する支給認定子ども（法第 20 条第 4 項後段に規定する支給認定子どもをいう。第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号において同じ。）」に改める。

第 5 条に見出しとして「(入所の制限)」を付し、同条中「次に掲げる場合には、入所」を「町長は、次の各号のいずれかに該当する者には、保育所への入所」に改め、同条各号中「とき。」を「者」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（保育料）

第 6 条 保育所に入所している者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 5 項又は第 6 項の規定による措置に係る児童を除く。次項において「入所者」という。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、次の各号に掲げる入所者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 法第 27 条第 3 項第 1 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）

(2) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（特別利用保育（法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育をいう。）を受けるものに限る。） 法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）

(3) 前 2 号に掲げる者以外の者 法第 27 条第 3 項第 2 号に規定する政令で

定める額を限度として規則で定める額

- 3 町長は、特に必要と認めるときは、保育料を減免することができる。
- 4 既に徴収した保育料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(保育料の額の特例)

- 2 第6条第2項第2号に掲げる者に係る保育料の額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、法附則第9条第1項第2号ロ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。